

# 申28号車両職基礎技術教育 に関する要求申し入れ提出!!!

車両職社員新入社員基礎技術教育の実施方法変更については、解明申し入れとして1月17日に申21号を提出し2月13日に団体交渉を行ってきました。

解明交渉では、基礎技術教育の実施方法を変更する目的や総合研修センターにおいてエリア職採用（新卒・中途）並びにグループ会社社員を対象に教育を統一して行う理由、総合研修センター及び総合車両センターにおける教育内容、更には委託業務に関する教育や現場実習を実施する必要性などについて議論してきました。そして、会社は「効率的、かつ、統一した基礎教育を行うことができる」とのメリットを主張していますが、その一方においてグループ会社社員はあくまでも任意であることや経験のない中途採用と新卒採用における教育期間及び教育内容との整合性、更には具体的なカリキュラムが未だ検討中であったことなどから認識の一致が図り切れなかったと言えます。

そのため、新卒採用と中途採用、グループ会社社員に対する教育の在り方について労使間において認識を深め、よりよい基礎技術教育の実施方法を構築することが必要であると考え、申28号として要求申し入れを提出しました。

### － 要 求 項 目 －

1. 総合研修センター及び総合車両センターにおける基礎技術教育にグループ会社の社員を対象にしないこと。
2. 中途社員の基礎技術教育については、新卒社員と同様に実施すること。
3. 職場実態等を鑑み、総合研修センターの机上教育に現場からの講師派遣は行わないこと。
4. 総合車両センターの机上教育のカリキュラムに、委託している機器等の取扱いに関する必要な内容について組み入れること。
5. 総合車両センターの基礎技術教育に、実際の車両搭載機器等を使用した現場実習を組み入れること。
6. 総合車両センターの基礎技術教育に、委託業務に関する現場実習を追加しないこと。
7. 総合車両センターにおいて取得する資格については、配属箇所の現場実態に見合った必要な資格とすること。
8. 総合車両センターの基礎技術教育期間中における寮の使用について、対象者全員の希望を把握したうえで入寮できるように努めること。